

## 表彰に関する規定

(趣 旨)

- 1 相模原の環境をよくする会（以下「本会」という。）の事業を通じて環境の保全・浄化に功労のあったものを表彰することに関して必要な事項を定める。

(表彰状及び感謝状の贈呈)

- 2 功労者には、次により表彰状又は感謝状を贈呈する。
  - (1) 環境の保全・浄化に功労のあった個人及び団体
  - (2) 本会の役員として10年以上在職し、本会の事業の振興に功労のあった役員会社
  - (3) 本会の役員として5年以上在職し、本会の事業の振興に功労のあった個人

(被表彰者の決定)

- 3 会長は、表彰状及び感謝状を贈呈しようとするときは、あらかじめ役員会の同意を得なければならない。

附 則

- 1 この規定は、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 相模原の河川をきれいにする会及び相模原の青空を守る会の役員在職年数は、本会の役員在職年数とみなす。

附 則

この規定は、平成7年4月1日から適用する。